法規的告示

○原子力規制委員会告示第七号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録認証機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第十五条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び設計認証業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第八号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録検査機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第二十九条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び検査業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第九号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十八において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録定期確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第四十三条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び定期確認業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の二十二において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録運搬物確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第五十七条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び運搬物確認業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十一号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の二十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録濃度確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第八十五条の規定に基づき公示する。

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び濃度確認業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十二号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録試験機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第九十八条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること及び試験業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号及び大阪府大阪市西区鞆本町一丁目八番四号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号及び大阪府大阪市西区鞆本町一丁目八番四号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十三号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百十条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること及び資格講習業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号及び大阪府大阪市西区鞆本町一丁目八番四号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号及び大阪府大阪市西区鞆本町一丁目八番四号」とすること。	令和七年七月二十二日